

○国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス（平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 540 号・保発 0414 第 16 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知別添）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
目次 [略]	目次 [同左]
I・II [略]	I・II [同左]
III 国保組合の義務等	III 国保組合の義務等
1～5 [略]	1～5 [同左]
6. 漏えい等の報告等（法第 26 条） (漏えい等の報告等) 法第二十六条 [略] 規則第七条 [略] 規則第八条 [略] 1・2 [略] 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては <u>別記様式第一</u> による	6. 漏えい等の報告等（法第 26 条） (漏えい等の報告等) 法第二十六条 [同左] 規則第七条 [同左] 規則第八条 [同左] 1・2 [同左] 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、 <u>別記様式第一</u> によ

<p><u>報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法)</u></p> <p>二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（<u>個人情報保護委員会又は当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法</u>）</p> <p>規則第九条 [略]</p> <p>規則第十条 [略]</p> <p>[略]</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>[略]</p> <p>7～15 [略]</p> <p>IV～別表2 [略]</p>	<p><u>る報告書を提出する方法)</u></p> <p>二 法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 別記様式第一による報告書を提出する方法（<u>当該事業所管大臣が別に定める場合にあっては、その方法</u>）</p> <p>規則第九条 [同左]</p> <p>規則第十条 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>[同左]</p> <p>7～15 [同左]</p> <p>IV～別表2 [同左]</p>
--	---